# 株式会社ヤマダ少額短期保険

# デジタルデバイス修理費用補償保険 普通保険約款

### 第1章 総則

### 第1条 (用語の定義)

この約款およびこの約款に付帯する特約において使用する用語は、以下の定義によります。ただし、この約款に付帯する 特約において別途用語を定義するときは、その定義によります。

用語	定   義	
約款	「デジタルデバイス修理費用補償保険普通保険約款」をいいます。	
保険契約	保険契約者と当社がこの約款および約款に付帯する特約に基づき締結するこの保険契約をいいます。	
保険契約者	保険契約の申込みをし、保険契約締結の当事者として、当社に対する保険料の支払義務を負う者を いいます。*1	
当社	株式会社ヤマダ少額短期保険をいいます。	
被保険者	補償の対象となるデジタルデバイスを所有または使用する日本国内に居住する個人*1*2(年齢性別を問わない)で、保険契約確認証に記載する保険契約者および保険契約者と同居する3親等以内の親族とします。同居する3親等内の親族(無記名被保険者)が保険契約者(記名被保険者)と同居の家族でなくなった場合は、無記名被保険者ではなくなります。	
保険契約確認証	この保険契約締結の証として当社が保険契約者に電磁的方法により提供するもの*3をいいます。	
補償の対象となる デジタルデバイス	第2条第2項に定めます。	
	補償の対象となるデジタルデバイスを新規購入(有償交換による取得を含みます。)し、メーカーまたは販売店等に	
新規取得	よる保証期間が6か月以上の保証書(保証書が発行されない場合は製品の出荷が確認出来る文書、もしくは製品に同梱	
	のパッキングリストを含みます)が発行された状態をいいます。	
	なお、該当機器を知人、オークション等から購入または譲渡された場合は含みません。	

- \*1:申込日時点において、日本 国内の居住用建物(併用住宅 を含む)に住む個人とし、18 歳以上の成人とします。
- \*2:続柄は、補償対象事故が発生した時点のものをいいます。
- \*3:当社のウェブサイトに掲載される保険契約者ごとの特定ページに保険契約の内容として表示した事項を保険契約確認証の記載事項とみなします。

保険契約が更新されたときに 当社が発行する「更新完了通 知」および保険契約の内容が 変更されたときに当社が発行 する 「異動完了通知」を含み ます。

用語	定義
補償対象事故	補償の対象となるデジタルデバイスの自然故障(電気的・機械的事故)・破損・水濡れ(スマートフォンとフィーチャーフォンのみ)を対象とします。 デジタルゲーム機は画面割れのみが対象となります。 *自然故障とは平常の使用または管理において、本来有する機能の喪失または低下を伴う事象をいいます。
修理費用	補償の対象となるデジタルデバイスに補償対象事故が生じ、ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店(ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店で受付を行なったメーカー修理を含みます)にて修理または有償交換された場合に被保険者が負担した費用をいいます。 スマートフォンとフィーチャーフォンに関しては、総務大臣の登録を受けた登録修理業者*4での修理または有償交換できた場合に被保険者が負担した費用をいいます。 ただし、見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用等の付随費用は保険金をお支払いする場合に限り含むものとします。
有償交換	補償の対象となるデジタルデバイスの商品特性または他の保険契約(保険業法適用外業者の共済も含みます)の定めに 従い修理不能な場合に、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。
修理不能	補償の対象となるデジタルデバイスに補償対象事故が生じ、修理または有償交換が出来なかった場合をいいます。
保険期間	当社がこの保険契約上の責任を負う期間をいい、保険契約確認証に記載する保険期間をいいます。
責任開始日	保険期間が開始する日をいいます。(詳細を第10条第5項に定めます。)
自己負担額	保険契約確認証に記載の金額をいいます。
満了日	保険期間が終了する日をいいます。(詳細を11条に定めます。)
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払込むべき金銭をいいます。
保険金	この保険契約で対象となる損害に対して、当社が支払う金銭をいいます。
修理費用保険金額	この保険契約で保険金の支払対象となる損害が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額をいい、 保険契約確認証に記載された金額とします。
更新契約	第3章基本条項第26条の定めにより更新されたこの保険契約をいいます。
初年度契約	継続契約以外のこの保険契約をいいます。

\*4:電波法に基づく特別特定無 線設備の登録修理業者制度に 登録されている業者

#### 第2条(保険の対象)

- 1. 保険の対象は、被保険者が所有または使用する保険契約確認証に記載されたデジタルデバイスとします。
- 2. 一般消費者が通常生活の用に供する日本国内で販売されたメーカー(日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。)純正の製品および移動体通信業者で販売された「技適マーク」\*5対象製品に限ります。

テレビ/パソコン/デジタルムービー/DVD レコーダー・Blu-ray レコーダー/デジタルカメラ/タブレット/スマートフォン・フィーチャーフォン/スマートウォッチ/デジタルゲーム機の 9 品目(Wi Fi または Blu-etooth 機能を搭載している無線通信が可能な機器で、商品本体単体での使用が可能な機器)とし、5 点までを登録する事で補償の対象とします。ただし、保険の対象のうち 1 点は音声通話が可能なスマートフォン・フィーチャーフォンを登録することが契約の条件となります。

※加入条件としている1点のスマートフォン・フィーチャーフォンを保険期間中に他の補償に加入する等により削除して契約の条件を満たなくなった場合、保険期間満了日までは契約を継続し補償を継続する事を可能とします。

この場合、更新時までに新たに 1 点のスマートフォン・フィーチャーフォンを登録しない場合は更新手続きは出来ません。

なお、デジタルデバイスに挿入して使用する SIM カード、メモリカード、電池パック等および充電機器、AC アダプター付属ケーブル、マウス等の付属品は補償の対象となりません。

- 3. 補償の対象となるデジタルデバイスは次の(1)(2)のいずれかの要件を満たす必要があります。
  - (1) 申込時において、新規取得した日から3年以内に購入した機器で、次の要件を全て満たすもの。
  - ① 故障や破損が無く正常に作動すること。
  - ② 購入履歴の確認出来る書類・シリアル番号(製造番号)ならびに本体の写真が電磁的方法で提出されたもの。
  - ③ スマートフォン・フィーチャーフォンについてはメーカー保証または通信キャリアの有償保証(補償)加入中の端末であり、かつ上記②の書類に加え、メーカー保証もしくはキャリアの有償保証\*6を証する書類の写真が電磁的方法で提出されたもの。
  - ④ スマートフォン・フィーチャーフォンの中古品は、法人が運営している販売店(オンラインショップを含む)で購入し、その時点で当該販売店の6カ月以上の製品保証(動作補償)が確認出来る状態の機器の場合で、①~②の要件を

\*5:電波法や電気通信事業法で定める基準に適合している無線機である事を証明する印の事を言います。

\*6:メーカ保証またはキャリアの有償保証

○メーカー保証(例)

AppleCare,

MicrosoftComplete

PC メーカーPOSA 保証等

○キャリア保証

docomo/au

SoftBank/Y!mobile

UO

○1年以内の端末はメーカー 保証中の画面 満たす場合に補償の対象とします。

- (2) 契約後に購入した機器については、購入履歴の確認出来るレシート・保証書の写真が電磁的方法で提出されたもの。
- 4. スマートフォン・フィーチャーフォンについては、1被保険者について1点の登録を限度とします。 被保険者名と保険契約者との続柄を告知頂きます。

#### 第2章 修理費用保険金の支払い

#### 第3条(保険金をお支払いする場合)

- 1. 当社は、この約款に従い、保険期間中に補償の対象となるデジタルデバイスに関して2.に定める支払事由が生じ、被保険者が(1)(2)(3)による修理費用・交換費用を負担した場合に修理費用保険金をお支払いします。
  - (1) スマートフォン・フィーチャーフォンを除く補償の対象となるデジタルデバイスに関して、ヤマダデンキおよび 大手家電流通協会加盟店(ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店で受付を行なったメーカー修理を含みます) にて修理または有償交換できた場合。
  - (2) スマートフォン・フィーチャーフォンに関しては登録修理業者(電波法に基づく特別特定無線設備の登録修理業者制度による登録を受けた登録業者)での修理または有償交換できた場合。
  - (3)補償の対象となるデジタルデバイスが修理または有償交換出来ず、修理不能\*7となった場合。
    ただし、メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合を除きます。
- 2. 補償対象事故は次のとおりです。

自然故障 (電気的・機械的事故)、破損、水濡れ (スマートフォン・フィーチャーフォンのみ) ただしデジタルゲーム機は画面割れのみ補償対象とします。

\*すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。

# 第4条(お支払いする保険金の額)

1. 当社は、第3条(保険金をお支払いする場合)に該当した場合に次のいずれかに掲げる金額を保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険期間に支払うべき保険金は2.に定める支払限度額をもって支払の限度とします。

#### \*7:修理不能

補償の対象となる機器に補償 対象事故が生じ、修理または 交換が出来なかった場合をい います。

- (1) 修理または有償交換できた場合は、負担された修理費用から自己負担額を差し引いた金額。 修理費用が事故発生時点で同一機器を再取得する費用を上回る場合は、再取得価格から自己負担額を差し引いた金額。
- (2) 第3条 (保険金をお支払いする場合) (3)の修理不能\*<sup>7</sup>な場合は、再取得価格または 25,000 円のいずれか低い方の 金額。
- 2. 当社が1保険期間に支払うべき保険金は、以下に定める修理費用保険金額をもって支払限度額とします。

修理費用保険金額(支払限度額)

30万円

- 3. スマートフォン・フィーチャーフォンについては1保険期間に係る事故は登録機器全てを合わせ2回を上限とします。
- 4. 保険金の支払額の1保険期間での通算が支払限度額に達した場合は、保険契約は1保険期間での通算が支払限度額に 達した保険金支払の原因となった事故が発生した時に補償は消滅します。補償が消滅した日の翌月以降の保険料は頂きま せん。補償が消滅した契約は、保険契約を更新された場合、現在の契約の保険期間満了日の翌日より復元します。 補償が消滅した保険契約の再契約は、当該契約の保険期間満了日まで出来ません。

# 第5条(保険契約の制限)

保険契約確認証に記載の居住用建物におけるデジタルデバイス保険契約は1契約とし、デジタルデバイス修理費用補償保険の複数契約は認めないこととします。

- 2. 当社が引き受ける保険金額は、被保険者1名につき、当社の他の保険契約と合わせて、補償区分ごとに保険業法施行令第1条の6に定める金額を超えないものとし、且つ、被保険者1名につき、保険業法施行令第1条の6第1号から第6号までに掲げる保険の保険金額の合計額について、1,000万円を超えないものとする。
- 3. 当社は、1の保険契約者について、各被保険者に係る保険金額(保険給付の限度額)の合計額が保険業法施行令第38条の9第1項に定める上限総保険金額を超えることとなる保険の引受けを行わない。

第6条(他の保険契約がある場合の保険金の額)

\*8:他の保険契約 火災保険 携帯端末保険 動産総合保険 共済 メーカー保証

等をいいます。

当社は、第3条(保険金をお支払いする場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約\*8からすでに支払を受けている場合には、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

ただし、この保険契約の支払限度額を上限とします。

### 第7条 (保険金を支払わない場合)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた事故または損害に対しては、保険金を支払いません。

- 1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失
- 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化\*9または保険の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、 浸食キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、もしくは自然発熱の損害、その他これらに類似の事由、ねず み食い、虫食い等
- 3. 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を使用もしくは管理するものが相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥を除く。
- 4. 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共機関の公権力の行使。但し消防または避難に必要な処置については除く。
- 5. 地震、噴火、津波、台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
- 6. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 8. 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による 事故
- 9. 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
- 10. 詐欺または横領
- 11. 保険対象の置き忘れまたは紛失、盗難
- 12. メーカー保証により機器が無償交換された場合
- 13. メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合

\*9:日常使用に伴う摩擦、消耗、劣化を含む すり傷、汚れ、しみ、焦げ等 本体機能に直接関係ない外形 上の損傷

- 14. 商品の購入証明書、または購入日が確定できる証明(販売店の日付押印のある保証書等)の提示がない場合
- 15. 日本国外で生じた事故または損害

### 第8条(保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の支払削減)

- 1. 当社は、保険期間中に収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、保険契約者に予め書面にて通知した上で、将来に向かって保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2. 当社は、保険期間中の保険金支払が増加し、保険金の支払いのための財源が不足する場合、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- 3. 前1. および前2. の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

### 第3章 基本条項

### 第9条(保険証券の不発行)

- 1. 当社は、保険契約者の同意のもと、この保険契約において、保険証券、保険契約継続証またはこれに代わる書面(以下、この条において「保険証券等」といいます。)の発行を行いません。
- 2. 当社は、保険証券等の発行に代えて、保険契約確認証を電磁的方法によって提示します。

# 第10条(責任開始日および保険契約日)

- 1. 当該保険契約は①保険契約の申込み、②保険料の受領および③当社の承諾によって成立します。
- 2. 保険契約の申込みは、当社が電磁的方法を利用して提供する画面への所要事項の入力後当社へ送信されたものを当社が受信したときに、保険契約の申込があったと見做します。
- 3. 保険契約の申込者は次の(1)から(2)のいずれかの方法により第1回保険料を払込むものとします。
  - (1) クレジットカード払

- (2) キャリア課金払
- 4. クレジットカード払の場合は、そのカードのオーソリゼーション取得日、キャリア課金払の場合は携帯電話事業者の 売上承認取得日を第1回保険料入金日とします。
- 5. 第1回保険料が入金され、当社が承諾した日を保険契約日とし、保険申込日の翌日が責任開始日になります。

#### 第11条(保険期間)

この保険の保険期間は保険契約確認証に記載された責任開始日の午前 0 時に始まり、満了日の午後 1 2 時までの 1 年とします。

#### 第12条(告知義務)

- 1. 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、以下の告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (1) 保険契約者を特定するために必要な事項

(住所・氏名・生年月日・性別・電話番号またはE-メールアドレス)

(2) 保険の対象を特定するために必要な事項

(購入日の確認出来る資料・機器の製造番号(シリアル番号)・正常に作動している事が出来る写真、スマートフォン・フィーチャーフォンは加えて、保証に加入中である事が証明できる資料、被保険者名と保険契約者との続柄)

- (3) 居住用建物(併用住宅を含む)に該当するか否か
- (4) 他の保険契約の加入状況
- 2. 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3. 2.の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
- (1) 2.に規定する事実がなくなった場合

\*10:事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。

当社のために保険契約の締結の代 理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げ ないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含 みます。

- (2) 当社が保険契約締結の際、2.に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合\*10
- (3) 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害が発生する前に、告知事項につき、電磁的方法等をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- (4) 当社が、2.の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- 4. 2.の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 5. 4.の規定は、2.に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- 6. 告知は当社が電磁的方法により提供する画面(以下「告知画面」といいます)に記載された質問事項への告知と、入力後の送信により行なうものとします。

### 第13条 (通知義務)

- 1. 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実\*<sup>11</sup>が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。
- 2. 1.の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく 1.の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3. 2.の規定は、当社が、2.の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- 4. 2.の解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解

\*11: 告知事項の内容に変更を生じ
させる事項。

告知事項のうち、保険契約締結の際の契約申込画面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。

#### (例)

- ・登録端末の追加・変更の場合
- ・保険の対象の主たる保管場所で ある居住用住所に変更が生じた こと。
- ・保険の対象の主たる保管場所の 建物の用途(居住用建物)に変 更が生じたこと。
- ・スマートフォン・フィーチャー フォンについては、1被保険者 について1台の登録が限度のた め、新規購入等により対象とす る端末に変更が生じる場合

除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。

- 5. 4.の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- 6. 2.の規定にかかわらず、1.の事実の発生によって居住用建物に該当しないこととなった場合は、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 7. 6.の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

#### 第14条(保険契約者の住所または通知先の変更)

- 1. 保険契約者が保険契約確認証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- 2. 保険契約者が1.の通知を行わなかった場合は、当社は、保険契約者が最後に当社に通知した住所または通知先に発信した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

# 第15条 (契約内容の変更)

- 1. 保険契約者は、第12条(告知義務)から前条以外の契約内容の変更をしようとする場合は、電磁的方法等をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- 2.1.の場合において、当社が電磁的方法等による通知を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

# 第16条(保険契約の無効)

1. 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契

約は無効とします。

2. 1.の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### 第17条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、保険契約者ならびに被保険者の全員が死亡した場合、もしくは保険の対象の全部が滅失した場合は、その事実が発生した時点で保険契約はその効力を失います。また、失効した保険契約の復活は行わないものとします。

#### 第18条(保険契約の取消し)

- 1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- 2. 損害が発生した後に1の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

# 第19条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 保険契約者により解除された契約の再契約は、当該契約の保険期間満了日の翌日以降に可能とします。

# 第20条(重大事由による解除)

- 1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

\*12:反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア、反社会的勢力\*12に該当すると認められること。
  - イ、反社会的勢力\*12に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力\*12を不当に利用していると認められること。
  - エ、その他反社会的勢力\*12と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2. 1.の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、1.の(1)から(4)までの 事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いませ ん。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 3. 保険契約者が1.0(3)ア~エまでのいずれかに該当することにより1.00規定による解除がなされた場合には、2.00規定は、1.0(3)ア~エまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

### 第21条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第22条(保険料の払込み)

- 1. 保険料の払方は月払とします。保険契約者は、第2回目以降の保険料、および第26条(保険契約の更新)3.に規定する更新契約の保険料について次の(1)か(2)のいずれかの方法により払込期月内に払込むものとします。
  - (1) クレジットカード払
  - (2) キャリア課金払
  - (3) 当社指定の収納代行会社へのポイント払
- 2. 1.の払込期月は次のとおりとします。

第2回目の保険料については、契約日の属する月の翌月初日から末日まで、第3回目以降の保険料については、月単位の契約応当日の属する初日から末日まで。

- 3. 保険料払込猶予期間中の払込日に保険料の払込みを行うことができなかった契約については、1.の規定に関わらずコンビニエンスストアもしくは金融機関等からの振込での入金を可とします。
- 4. 3.の振込がなされた場合、振込手続を完了した日を入金日とします。
- 5. 原則として保険料領収書は発行しません。

### 第23条(保険料払込猶予期間および保険契約の失効、復活)

- 1. 第2回目以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの保険料払込猶予期間 (以下「猶予期間」といいます。)があります。
- 2. 保険契約の失効

猶予期間末日までに、払込まれるべき保険料の払込みがない場合には保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効 します。

- 3. 失効の場合の保険契約の取扱い
  - (1) 保険契約が失効した日の属する月に電磁的方法により保険契約者宛に失効を通知します。
  - (2) 失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象とはなりません。
- 4. 保険契約の復活

この保険契約は、契約の復活を行ないません。

# 第24条(保険料払込猶予期間中の保険金支払)

- 1. 保険料の払込みがないまま、猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払込むことを要します。
- 2. 1.にかかわらず、当社は保険契約者の申出により、当該支払保険金から払込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
- 3. 2.の場合で、当該支払保険金が払込むべき保険料に不足する場合は、保険契約者はただちに、当該保険料を当社に払 込むことを要します。当該保険料が払込まれない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。

# 第25条(保険料の取扱い-無効、失効、取消しまたは解除の場合)

1. 当社は、保険契約が無効、失効、取消しまたは解除となる場合の保険料の返還は、下表の規定に従い取扱います。

区分	保険料の取扱い	
(1)第16条(保険契約の無効)1.の規定により		
保険契約が無効となる場合	保険料は返還しません。	
(2)第18条(保険契約の取消)の規定により	体例付は必感しよせん。	
当社が保険契約を取消した場合		
(3)次の①~③の規定により、当社が保険契約		
を解除した場合		
①第12条(告知義務)2.	  月払い契約のため、解除・失効返戻金はありません。	
②第13条(通知義務)2.または6.		
③第20条(重大事由による解除)1.	ただし、解除日・失効日の属する月以降の保険料の入金を	
(4)第17条(保険契約の失効)の規定により	確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を	
保険契約が失効となる場合	返戻します。* <sup>13</sup>	
(5)第19条(保険契約者による保険契約解除)		
の規定により保険契約者が契約解除した場合		
(6)第23条(保険料払込猶予期間および保険		
契約の失効、復活)2.の規定で保険契約が 失効となる場合		

2. 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当社が、この保険契約に付帯された特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を当社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第19条(保険契約者による保険契約の解除)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

\*13:既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

### 第26条(保険契約の更新)

- 1. 当社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に書面または電磁的方法により提供されるもの(以下「更新案内書」といいます。)をもって保険契約の更新案内を行います。
- 2. 1.の更新案内書の記載内容に変更すべき事項がある場合には、保険契約者は、この保険契約の満了する日の前日までに電磁的方法により提供する画面への所要事項の入力と当社への送信により当社に通知しなければなりません。
- 3. 当社は1.の規定により更新案内を行った場合において、保険契約者よりこの保険契約の満了する日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は更新前の契約条件で、保険期間満了日の翌日(以下本条において「更新日」といいます。)に、更新されます(以下「更新契約」といいます。)。以後、更新契約が満了する都度同様とします。
- 4. 更新する場合の保険料は、更新日の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、保険料払込猶予期間は、更新日の属する月の翌々月末日までとし、保険料が払込まれないままで、猶予期間を経過したときは、この保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。保険契約が更新された場合は、当社は新たに保険契約確認証を電磁的方法によって提供します。
- 5. 当社は、保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取り扱います。
  - (1) 保険料等を見直す場合

当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額又は保険金額の減額を行うことがあります。

(2) 更新を引き受けない場合

当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、保険契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

#### 第27条(事故の通知)

- 1. 保険契約者または被保険者は、第3条(保険金をお支払いする場合)の支払事由が生じた場合は、損害の発生ならびに他の保険契約、保証等の有無および内容\*<sup>14</sup>を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく 1.の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第28条(保険金の請求)

- 1. 当社に対する保険金請求権は、第3条(保険金をお支払いする場合)の支払事由が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 2. 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりません。
  - (1) 保険金請求書
  - (2) 補償の対象となるデジタルデバイスの損傷の状況および修理費用が記載されている損害見積書\*15
  - (3) 補償の対象となるデジタルデバイスの損傷状況が分かる画像等
  - (4) 補償の対象となるデジタルデバイスの修理が不能となった事実と調査費用等が記載されている損害見積書
  - (5) その他当社が第29条(保険金の支払時期)1.に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない 書類または証拠として保険契約締結の際に当社が提示する電磁的記録において定めたもの
- 3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

\*14:他の保険契約、保証等の有無および内容

既に他の保険契約、保証等から保険 金等の支払を受けた場合には、その 事実を含みます。

\*15:ヤマダデンキ、大手家電流通協会加盟店もしくはメーカーの修理見

スマートフォン・フィーチャーフォンについては登録修理業者(電波法に基づく特別特定無線設備の登録修理業者制度による登録を受けた登録業者)の発行する修理見積

- (2) (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) (1)および(2)に規定する者がいない場合または(1)および(2)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、(1)以外の配偶者または(2)以外の3 親等内の親族
- 4. 3.の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- 5. 当社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、2.に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出 または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提 出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく 5.の規定に違反した場合または 2.、3.もしくは 5.の書類に事実と 異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が 被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第29条(保険金の支払時期)

- 1. 当社は、請求完了日から\*16その日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

\*16:請求完了日

被保険者が前条2および3の手続 を完了した日をいいます。

- (5) (1)から(4)までのほか、他の保険契約、保証等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権 その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認 が必要な事項
- 2. 1.の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、1.の規定にかかわらず、当社は、請求 完了日 $^{*16}$ からその日を含めて次に掲げる日数 $^{*17}$ を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、 当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

	特別な照会または調査	日数
1	1(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関	180⊟
	による捜査または調査結果の照会 <sup>*18</sup> を含みます。	1001
2	1(1)から(4)までの事項を確認するための専門機関による鑑定等の結果の照会	9 0 日
3	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における	6 0 ⊟
	1(1)から(5)までの事項の確認のための調査	ООЦ
4	1(1)から(5)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段が	180⊟
	ない場合の日本国外における調査	1001

3. 1.および 2.までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 $^{*19}$ は、これにより確認が遅延した期間については、1.または 2.までの期間に算入しないものとします。

# 第30条(時効)

保険金請求権は、この普通保険約款および付帯された特約の規定に定める保険金請求権を行使できる時の翌日から起算 して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。 \*17:次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち 最長の日数とします。

\*18: 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

\*19:またはこれに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を 含みます。

### 第31条(代位)

- 1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権\*20を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。
  - (1) 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
  - (2)(1)以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2. 1.(2)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する1.の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

# 第32条(保険契約者死亡時の取扱い)

保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に 適用される普通保険約款および付帯された特約に関する権利および義務が移転するものとします。

# 第33条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

# 第34条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

\*20: 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害 に係る保険金、共済金その他の金 銭の請求権および共同不法行為等 の場合における連帯債務者相互間 の求償権を含みます。

# 保険料のクレジットカード払特約<デジタルデバイス修理費用補償保険用>

#### 第1条 (用語の定義)

用語	定   義
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。

#### 第2条(クレジットカードによる保険料支払)

- 1. 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料を支払うこととします。
- 2. 1.にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

#### 第3条(保険料の払込)

- 1. 保険契約者から、この保険契約の申込時また契約内容変更時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時点で保険料を領収したものとみなします。なお、保険期間が始まった後であっても、保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 2. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、1.の規定は適用しません。
  - (1) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
  - (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

### 第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- 1. 当社は、前条2の(1)の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 2. 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、1.の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条1.の規定を適用します。
- 3. 保険契約者が2.の保険料の支払を怠った場合は、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもってこの特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料に限るものとします。
- 4. 3.の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第5条(追加保険料の払込の特則)

当社は、第2条(クレジットカードによる保険料支払)にかかわらず、追加保険料の払込みをクレジットカード以外の 方法により、請求できるものとします。

# 第6条(保険料の返還)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)2.の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第7条(準用規定) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特 約の規定を準用します。	

# キャリア課金払特約<デジタルデバイス修理費用補償保険用>

### 第1条 (用語の定義)

用語	定義
キャリア課金払	当社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者(電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法(昭和59年法
	律第86号)第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいいます。)に対して、保険契約
	者が通信料金等(基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金
	および有料サービス料金の総称をいいます。)の支払いと合わせて、保険料を払い込むことをいいます。
会員規約等	電気通信事業者との間で締結した会員規約等をいいます。

#### 第2条(キャリア課金払による保険料支払)

- 1. 保険契約者は、キャリア課金払により、この保険契約の保険料を支払うこととします。
- 2. 1.にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはキャリア課金払の使用が認められた者に限ります。

# 第3条(保険料の払込)

- 1. 保険契約者から、この保険契約の申込時また契約内容変更時に保険料のキャリア課金払による支払の申出があった場合は、当社は、電気通信事業者へそのキャリア課金払の有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がキャリア課金払による保険料の支払を承認した時点で保険料を領収したものとみなします。なお、保険期間が始まった後であっても、保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 2. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、1.の規定は適用しません。
  - (1) 当社が電気通信事業者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いキャリア課金払を使用し、電気通信事業者に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
  - (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

#### 第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- 1. 当社は、前条2の(1)の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、電気通信事業者に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 2. 保険契約者が会員規約等に従い、キャリア課金払を使用した場合において、1.の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条1.の規定を適用します。
- 3. 保険契約者が2.の保険料の支払を怠った場合は、当社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料に限るものとします。
- 4. 3.の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第5条(追加保険料の払込の特則)

当社は、第2条(キャリア課金払による保険料支払)にかかわらず、追加保険料の払込みをキャリア課金払以外の方法により、請求できるものとします。

### 第6条(保険料の返還)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、電気通信事業者からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)2.の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いキャリア課金払を使用し、電気通信事業者に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第7条(準用規定) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特 約の規定を準用します。	

# 保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約 <デジタルデバイス修理費用補償保険用>

### 第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、次表のとおりです。

用語	定    義
ポイント	当社所定のポイント発行会社がその会員規約等に基づき会員登録した会員に対して提供するポイントをいいます。
主続を完了した時	保険契約者が、ポイントを保険料の払込みに使用する意思表示を行い、その保有するポイント残高がポイント発行会社 により減算された時をいいます。
ポイント相当額	1ポイント=1円で換算した金額をいいます。

#### 第2条(ポイントの使用)

- (1) 保険契約者は、その保有するポイントについて、ポイント相当額をもってこの保険契約の保険料の全部または 一部の払込みに使用することができます。ただし、使用できるポイントは、保険契約者がポイントの使用時に 保有する有効なポイントに限り、ポイント発行会社の会員規約または所定のウェブサイト等で確認できる利用 の下限および上限を限度とします。
- (2) (1)によりポイントを使用する場合には、その手続を完了した時にポイント相当額について保険料の払込みがあったものとみなします。この場合において、使用したポイント相当額がこの保険契約の保険料の一部であるときは、保険料からポイント相当額を控除した残額を払い込んだ時をもって、この保険契約の保険料の払込みがあったものとします。
- (3) 使用したポイント相当額がこの保険契約の保険料の一部である場合で、保険料からポイント相当額を控除した 残額がクレジットカードによって支払われるときは、「保険料のクレジットカード支払に関する特約」の規定を 適用します。この場合において、同特約の規定中、「保険料相当額」とあるのは、「保険料からポイント相当額 を控除した残額」と読み替えるものとします。

#### 第3条(保険料返還時におけるポイントの取扱い)

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い保険料を返還するものとし、ポイントによる返還は行いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約の取消し、無効または失効により当社が保険料を返還すべき場合は、前条の規定により使用されたポイントがあるときは、当社は、そのポイントを返還した後、残額を金銭で返還します。
- (3)(2)の場合において、ポイントの返還時に、返還すべきポイントの有効期限が切れていたときまたは保険契約者のポイント発行に係る会員登録が無効となっていたときその他ポイント発行会社にポイントの返還を行うことができない事由が生じたときは、当社は、ポイント相当額を金銭で返還します。

### 第4条(ポイントの不正使用の取扱い)

保険契約者が保険料の払込みに使用したポイントが、他人のIDの盗取等の不正行為により取得したものであった場合には、ポイントの使用は行われなかったものとします。

# 第5条(ポイント使用の停止)

ポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、第2条 (ポイントの使用) (1)に規定する取扱いの継続が困難であると当社が認めたときは、当社は、同条(1)の取扱いを停止するための措置を実施することができます。